

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では高齢化が一段と進み、2015年（平成27年）にはいわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が65歳となります。そして、団塊の世代が75歳を迎える2025年（平成37年）には、介護給付費が日本全体で20兆円を超えると試算されています（平成23年度時点資料）。

本市も例外なく高齢化が進んでおり、平成26年9月時点の高齢化率は29.7%、平成37年には34.3%と推計されています。このような状況から、介護保険制度を維持させていくためには、第5期計画で掲げた地域包括ケアシステムの構築を一層推し進めるとともに、介護給付費の適正化を進めていく必要があります。

第6期計画では、今後3年間のみならず、10年後の2025年（平成27年）に向けた長期的な視野に立ち、行政だけでなく多様な主体との協働により、高齢者が健やかにいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるため、基本目標及び行動指針を掲げ、地域包括ケアの実現に向けた取り組み及び在宅医療と介護との連携を促進する取り組みを掲げています。



2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものとなっています。

本市ではさらに「第6次鳴門市総合計画」をはじめ「健康なると21（第二次）」などの市の関連計画や、国の施策、徳島県の「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」ほか、関連施策及び計画との整合性を図りながら策定しています。

3. 鳴門市の基本目標と行動指針

(1) 基本目標

第 6 次鳴門市総合計画において、「ひとにやさしく健康で安らげるまちになると」を実現させるための取り組みの一つに高齢者福祉が位置づけられています。この基本理念を実現させるため、第 5 期計画から地域包括ケアシステムの構築に向けた 4 つの基本目標を掲げ、施策を設定しました。本計画でも、地域包括ケアシステムの構築をさらに推進し、自宅での生活を続けられる環境を整備するとともに、医療との連携を深める取り組みを策定することから、引き続いて、“健やかなまちづくり”、“生きがいのあるまちづくり”、“安心・安全のまちづくり”、“支えあいのまちづくり”を基本目標としています。

(2) 行動指針

本計画では、基本目標の達成に向けて、以下の行動指針に基づいた施策を設定することとしています。

～行動指針～

1. 健やかなまちづくりを目指し、高齢者自身の健康づくりと介護予防に向けた取り組みを支援します。
2. 生きがいのあるまちづくりを目指し、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるよう住民活動や社会参加を支援します。
3. 安心・安全のまちづくりを目指し、高齢者が介護が必要になっても、自立した生活が送れるよう医療・福祉サービスが連携し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
4. 支えあいのまちづくりを目指し、高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるよう、あらゆる社会資源と連携し、自助・互助・共助・公助により地域全体で支えあう地域づくりを支援します。

4. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会による検討

学識経験者、保健・医療・福祉の各関係者、市民団体代表者、市民代表者、市職員で構成する「第6期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に必要な審議を行いました。

(2) 庁内の検討体制

健康福祉部長寿介護課を事務局とし、現行計画の進捗状況を評価するとともに、本計画内容の検討・調整を行いました。

(3) 日常生活圏域ニーズ調査の実施

計画策定にあたり、高齢者の心身状況や生活実態を調査し、地域の課題やニーズを把握するための「日常生活圏域ニーズ調査」を実施することとされています。本市では、平成26年2月に当該調査を実施しました。

(4) 関係団体等意見交換会の実施

高齢者団体や地域活動実践者、介護サービス事業者を対象とした意見交換会を実施しました。地域やサービス提供に関する課題、地域の福祉ニーズの把握、今後の施策展開等に関する意見を聞き取り、状況を把握しました。

(5) パブリックコメントの実施

計画の内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、「鳴門市パブリックコメント手続実施要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施しました。